

純資産変動計算書の新設に関連する附属明細書

●純資産変動計算書の新設による主な論点

1. 資本金及び資本剰余金の明細

資本金の明細は資本金の当期増減を示すものであり、純資産変動計算書と情報が重複する。
したがって、資本金の明細は廃止することが考えられるのではないか。

資本剰余金の明細は、資本剰余金の財源別増減及び損益外処理で生じた減価償却や減損損失等の当期変動額等を示すものであり、純資産変動計算書と統合することが可能である。
独立行政法人会計基準では、これらの資本剰余金の増減額等を純資産変動計算書に統合した場合、資本剰余金の明細を省略することができるとされている。
したがって、国立大学法人会計基準においても、以下のように取り扱うことが考えられるのではないか。

- ① 資本剰余金の財源別増減額を純資産変動計算書に統合した場合は、資本剰余金の明細を省略することができるとする（独立行政法人と同様に法人が選択）。
- ② 資本剰余金の財源別増減額を純資産変動計算書に統合し、資本剰余金の明細を廃止する（財源別情報は純資産変動計算書で開示することで全法人統一）。
- ③ 資本剰余金の財源別増減額は附属明細で引き続き開示し、純資産変動計算書では当該増減の合計額のみを記載する（財源別情報は附属明細書で開示することで全法人統一）。
- ④ 資本剰余金の財源別増減額の情報活用可能性を検討し、純資産変動計算書に総額のみ表示（財源別情報は開示しない）

2. 積立金の明細

積立金の明細は積立金及び目的積立金の当期増減を示すものであり、純資産変動計算書と情報が重複する。
したがって、積立金の明細は廃止することが考えられるのではないか。

3. 目的積立金の取崩しの明細

独立行政法人の目的積立金の取崩しの明細で開示する内容は目的積立金の名称ごとに当期の取り崩し額を記載するものである。
そのため、独立行政法人では純資産変動計算書との情報の重複を理由に廃止されている。

しかし、国立大学法人会計基準における目的積立金の取崩しの明細では、目的積立金を財源とした取引額を勘定科目別に開示している。
したがって、国立大学法人等の目的積立金及びその取崩しに関する情報の重要性に鑑み、当該附属明細は引き続き開示することが考えられるのではないか。

純資産変動計算書（案）

（〇〇年4月1日～〇〇年3月31日）

	I 資本金		II 資本剰余金								III 利益剰余金(又は繰越欠損金)					IV 評価・換算差額等			純資産 合計		
	政府出資 金	資本金 合計	資本剰余 金	減価償却 相当累計 額(-)	減損損失 相当累計 額(-)	有価証券 損益相当 累計額 (確定)(±)	有価証券 損益相当 累計額 (その 他)(±)	利息費用 相当累計 額(-)	除売却差 額相当累 計額(-)	民間出え ん金	資本剰余 金 合計	前中期目 標期間繰 越積立金	(何)積立 金	積立金	当期末処 分利益 (又は当 期末処理 損失)	うち当期 総利益 (又は当 期総損 失)	利益剰余 金(又は 繰越欠損 金)合計	その他有 価証券評 価差額金		・・・	評価・換 算差額等 合計
当期首残高																					
当期変動額																					
I 資本金の当期変動額																					
出資金の受入																					
土地の譲渡に伴う大学改革支援・学位授与機構 への納付による減資																					
II 資本剰余金の当期変動額																					
固定資産の取得																					
固定資産の除売却																					
減価償却																					
固定資産の減損																					
時の経過による資産除去債務の増加																					
資産除去債務の履行に伴う取り崩し																					
土地の譲渡に伴う大学改革支援・学位授与機構 への納付等																					
有価証券に係る確定損益																					
有価証券に係る評価損益																					
出えん金の受入																					
・・・																					
その他の資本剰余金の当期変動額（純額）																					
III 利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額																					
(1) 利益の処分又は損失の処理																					
前中期目標期間からの繰越し																					
利益処分による積立																					
利益処分（又は損失処理）による取り崩し																					
国庫納付金の納付																					
・・・																					
(2) その他																					
当期純利益（又は当期純損失）																					
前中期目標期間繰越積立金取崩額																					
目的積立金取崩額																					
・・・																					
その他の利益剰余金の当期変動額（純額）																					
IV 評価・換算差額等の当期変動額（純額）																					
当期変動額合計																					
当期末残高																					

独立行政法人

14 資本剰余金の明細

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
施設費					
運営費交付金					
補助金等					
寄附金等					
目的積立金					
減資差益					
国庫納付差額					
計					

(記載上の注意)

- ① 発生源泉の区分に分けて記載すること。
- ② 当期増加額又は当期減少額がある場合には、その発生の原因の概要を「摘要」欄に記載すること。

国立大学法人等

(13) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金					
計					
資本剰余金					
施設費					
運営費交付金					
授業料					
補助金等					
寄附金等					
目的積立金					
減資差益					
除売却差額相当額					
計					
減価償却相当累計額					
減損損失相当累計額					
有価証券損益相当累計額(確定)					
有価証券損益相当累計額(その他)					
利息費用相当累計額					
民間出えん金					
差引計					

(記載上の注意)

- ① 資本金について当期増加額又は当期減少額がある場合には、その発生の原因の概要を「摘要」欄に記載すること。
- ② 資本金の「区分」欄には、政府出資金・その他の別を記載すること。
- ③ 資本剰余金は、その発生源泉の区分に分けて記載すること。
- ④ 資本剰余金について当期増加額又は当期減少額がある場合には、その発生の原因の概要を「摘要」欄に記載すること。
- ⑤ 資本剰余金について当期増加額があり、うち大学改革支援・学位授与機構からの受入相当額がある場合には、当該受入相当額を括弧書で内書きすること。
- ⑥ 減価償却相当累計額について当期減少額がある場合には、除却等発生の理由を「摘要」欄に記載すること。
- ⑦ 資本剰余金（納付差額）については、除売却差額相当額の欄に記載すること。

15 積立金の明細
(平成30年改訂により既に廃止されている)
(様式及び記載例)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通則法第44条第1項の積立金	500	1,000	0	1,500	(注1)
前中期目標期間繰越積立金	250	0	100	150	
目的積立金A	0	100	0	100	(注2)
目的積立金B	0	50	0	50	(注2)

(注1) 前期末処分利益からの積立てにより増加した。
(注2) 前期末処分利益のうち、150について以下の理由で経営努力認定を受けたため、目的積立金を積み立てた。

① ○○事業における新たな取組みを実施したことによる収入の増加によって生じた利益 70
② △△事業における新たな工夫による費用の削減によって生じた利益 50
③ □□特許等による知的財産収入に基づく利益 30

(記載上の注意)
① 「区分」欄は、「通則法44条1項積立金」等当該積立金の名称を記載すること。
② 「摘要」欄は、積立金の当期増減額の理由を記載すること。積立金等の増加理由として、目的積立金の根拠となる経営努力の内容や、前中期目標期間からの積立金の繰越し内容を明らかにしなければならない。

16 目的積立金の取崩しの明細
(平成30年改訂により既に廃止されている)

区分	金額	摘要
目的積立金取崩額		
計		
その他		
計		

(記載上の注意)
① 「目的積立金取崩額」の欄は、損益計算書に表示された目的積立金取崩額の明細となるように記載すること。
② 「区分」欄は、「○○積立金」等当該積立金の名称を記載すること
③ 「摘要」欄は、目的積立金積立の目的となった費用の発生、資産の購入等、取崩しの理由を記載すること。
④ 「その他」の欄には、中期目標等期間終了時の積立金への振替等、損益計算書に表示されない目的積立金の取崩しを記載すること。

(14) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細
(14)-1 積立金の明細 (単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
計					

(記載上の注意)
① 「区分」欄は、「準用通則法第44条第1項積立金」等当該積立金の名称を記載すること。
② 「摘要」欄は、積立金の当期増減額の理由を記載すること。

(14)-2 目的積立金の取崩しの明細 (単位：千円)

積立金の名称及び事業名	○○積立金			
	○○事業	○○事業	○○事業	計
土地				
建物				
構築物				
機械装置				
工具器具備品				
図書				
美術品・収蔵品				
・・・				
小計				
教育経費				
消耗品費				
備品費				
修繕費				
報酬・委託・手数料				
・・・				
研究経費				
消耗品費				

備品費				
修繕費				
報酬・委託・手数料				
・・・				
診療経費				
材料費				
委託費				
設備関係費				
研修費				
経費				
消耗品費				
備品費				
修繕費				
報酬・委託・手数料				
・・・				
教育研究支援経費				
消耗品費				
備品費				
修繕費				
報酬・委託・手数料				
・・・				
役員人件費				
教員人件費				
職員人件費				
一般管理費				
消耗品費				
備品費				
修繕費				
報酬・委託・手数料				
・・・				
小計				
中期目標期間終了時の積立金 への振替額				
合計				

(記載上の注意)

- ① 金額は、積立金の名称ごとに、当該積立金の目的となった事業別に記載すること。
- ② 「事業名」欄は、目的積立金の目的となった事業の名称を記載すること。
- ③ 「中期目標期間終了時の積立金への振替額」は、「事業名」をその他として記載すること。